

区分・種別	県・無形民俗文化財		
名称	おおたにぶんらく 大谷文楽		
所在地	大洲市肱川町大谷		
所有者		保護団体	大谷文楽保存会
指定年月日	昭和39年3月27日 県無形文化財 昭和52年1月11日 県指定替え		
解説	<p>嘉永6（1853）年、淡路人形芝居吉田伝次郎一座が当地を巡業中、将軍家慶の喪による音曲停止のため、一座は解散となった。そこで一部の座員が村に滞在し村芝居を始め、また安政3（1856）年には阿波より人形衣装などを買付け、一座の形を整えたといわれる。</p> <p>明治41（1908）年には岡之成重太夫座（東宇和郡中筋村）を買収し、つぎに大正5（1916）年に金本六之丞座（北宇和郡三間村）を買収して現有の頭、衣装、道具類の逸品をそろえた。さらに昭和17（1942）年に本家伊予源之丞（東宇和郡多田村）を買収して内容を充実させた。明治時代初期から長年にわたって一地区を中心として継承してきたため、戦中、戦後の衰退期にもよくこれを切り抜け、協力して保存継承をはかってきた。</p> <p>現在、「大谷文楽保存会」が結成され、町民からも支持を受けて、貴重な民俗芸能として保存伝承がはかられている。</p>		

